

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和38年8月1日であると認められることから、申立期間に係る被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年6月及び同年7月の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月2日から39年9月1日まで

年金受給手続の際、A社に勤務していた期間のうち、1か月しか厚生年金保険に加入していないことが分かった。

しかし、申立期間についても、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和38年5月2日から同年8月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月に標準報酬月額の定時決定が行われているところ、当該決定は、同年8月1日現在の被保険者を対象としていること、並びに申立人の供述及び当該期間当時の従業員の証言から判断すると、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

一方、前述の被保険者名簿によると、申立人は、昭和40年3月16日に38年10月の標準報酬月額の定時決定を遡って取り消された上で、厚生年金保険の被保険者資格を同年5月2日に喪失した処理が遡って行われているほか、申立人を除く従業員7人についても、標準報酬月額の定時決定を遡って取り消されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社に勤務していた従業員のうち、連絡が取れた5人は、「申立期間当時、事業所の経営状況は余り良くなかったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和38年5月2日に厚

生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、同年10月の標準報酬月額の時決定に係る対象者（昭和38年8月1日現在の被保険者）となる同年8月1日であると認められる。

また、昭和38年6月及び同年7月の標準報酬月額については、同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和38年8月1日から39年9月1日までの期間については、A社は、既に適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡しており、従業員から聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態を確認することはできない。

また、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和38年8月1日から39年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月11日から同年9月1日まで

A事業所に継続して勤務していた期間のうち、A事業所C出張所からA事業所本店に異動した頃の申立期間について、厚生年金保険の加入記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所の事務担当者及び同僚の証言並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務（昭和39年8月11日にA事業所C出張所から同事業所本店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「関係資料は無く、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成11年3月から同年9月までの期間は50万円、同年10月から12年9月までの期間は53万円、同年10月及び同年11月は50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から12年12月8日まで  
常務取締役としてA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与総支給額よりも低く訂正されていることが分かった。  
申立期間の標準報酬月額を訂正することに同意した記憶は無いので、申立期間について、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、当初、平成11年3月から同年9月までは50万円、同年10月から12年9月までは53万円、同年10月及び同年11月は50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成12年12月8日）より後の同年12月28日付けで、11年3月から12年10月までは14万2,000円、同年11月は30万円に、遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本等により、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年12月当時、同社の常務取締役であったことが確認できるものの、社会保険事務には関与していなかった旨主張している上、申立期間当時における同社の代表取締役、専務取締役及び社会保険事務担当者は、いずれも申立人が、当該期間当時、社会保険事務に関与していなかった旨証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期

間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 11 年 3 月から同年 9 月までの期間は 50 万円、同年 10 月から 12 年 9 月までの期間は 53 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 50 万円に訂正することが必要と認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 968

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 8 月 3 日に係る標準賞与額の記録については、15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 3 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額（15 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 969

### 第1 委員会の結論

申立人の平成16年8月3日に係る標準賞与額の記録については、7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月3日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額（7万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 970

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 8 月 3 日に係る標準賞与額の記録については、15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 3 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額（15 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 971

### 第1 委員会の結論

申立人の平成16年8月3日に係る標準賞与額の記録については、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月3日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額（5万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 972

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 8 月 3 日に係る標準賞与額の記録については、15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 3 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額（15 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 973

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 8 月 3 日に係る標準賞与額の記録については、10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 3 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額（10 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 974

### 第1 委員会の結論

申立人の平成16年8月3日に係る標準賞与額の記録については、3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月3日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額（3万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 975

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 8 月 3 日に係る標準賞与額の記録については、13 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 3 日

申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該期間の標準賞与額（13 万円）に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 26 日から 42 年 6 月 1 日まで  
年金事務所の年金加入記録回答票を確認したところ、申立期間について、船員保険に未加入であることが分かった。

しかし、申立期間当時、A 県 B 市に所在する C 事業所又は D 組合所有の E 丸に乗船していたことを覚えているので、当該期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C 事業所については、所在地として申立てのあった地域（A 県 B 市）には、船員保険の適用事業所として記録は無い上、F 法務局から同事業所に係る商業登記簿謄本は見当たらないとの回答を得た。

一方、D 組合については、申立期間当時、船員保険の適用事業所に該当し、昭和 40 年 2 月から 44 年 12 月まで E 丸を所有していたことが確認できるものの、申立人は、同事業所に勤務していた同僚の氏名を覚えていない上、申立期間当時の同組合の理事及び連絡が取れた船員 3 人は、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態について証言を得ることができない。

また、申立人は、「船員として、B 市に 2 回行ったことを覚えている。同市に行くと、7 か月から 11 か月間は自宅に帰らなかった。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の昭和 42 年 6 月 1 日から同年 12 月 27 日までの期間（約 7 か月）及び 43 年 2 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間（約 11 か月）、それぞれ B 市に所在する D 組合及び G 社 H 支店において船員保険に加入していることが確認でき、申立人が申立期間に E 丸に乗船したとする記憶と D 組合において船員保険に加入していた期間

の記憶を混同している可能性を否定できない。

さらに、D組合に係る船員保険被保険者原票により、申立人は、申立期間直後の昭和42年6月1日から同年12月27日まで船員保険に加入していることが確認できるが、それ以前に船員保険に加入した記録は無く、資格取得日が訂正された形跡も見られない上、申立期間当時の同組合の理事は、「昭和44年頃に事業を廃止しており、船員保険料の控除に関する資料は無い。」と証言していることから、申立人に係る船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 977 (事案 687 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月12日から20年9月10日まで  
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることが分かったが、脱退手当金を受給した記憶は無いことから、以前、第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受給しているとして認められなかった。  
新たな資料等はないが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、改めて、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同事業所が事業を休止した昭和20年9月10日以降に被保険者資格を喪失し、記録を確認することができた52人のうち、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上ある31人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、24人について厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約3か月後の20年12月8日に脱退手当金の支給決定がなされており、残りの7人についても同被保険者資格の喪失日の約5か月後までに支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の同年12月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出も無い上、申立期間当時、申立ての事業所に勤務していた社員から聴取しても、脱退手当金に関する証言を得ることができず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 978

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月21日から同年5月21日まで

昭和23年6月から57年10月までA社(現在は、B社)C工場に勤務していたが、途中で退職したことも無く、申立期間が厚生年金保険の未加入期間になっていることはあり得ないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和23年6月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年1月21日に被保険者資格を喪失し、同年5月21日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。ところが、当該名簿によると、申立人が被保険者資格を再取得した日と同日に被保険者資格を取得している者が447人(申立人を含む。)おり、これらの者全員が、同年1月21日に被保険者資格を一旦喪失していることが確認できる。

また、B社では、「申立人に関する資料は残っていないが、当社の他の工場に勤務していた者の社員名簿によると、昭和33年1月21日から同年5月21日まで優先再雇用約款付解雇と記載されている社員の記録があることから、申立人も同様の取扱いであったと考えられる。」旨回答している上、申立期間当時、A社C工場に勤務していた複数の同僚は、「不況で一時的に離職し、解雇予告手当をもらい、失業保険の給付を受けていた。その後、職場に復帰した。」旨証言していることから、同事業所は、多数の従業員を一時的に解雇した後、再雇用していたものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。